**個人情報の保護に関する規則について**

1. **背景、経緯**タイにおける個人情報保護法(Personal Data Protection Act, PDPA）が国王の承認を受け、以下の第一節と第四節は2019年5月27日に官報に掲載、翌28日に施行されました。

🖝　第一節　個人情報保護委員会

🖝　第四節　個人情報保護委員会事務局

以下の条項は、

第二節　(個人情報保護)  
第三節　(個人情報保有者の権利)  
第五節　(苦情)  
第六節　(民事責任)  
第七節　(処罰)  
第九十五節　(情報処理)  
第九十六節　(補足法制定)

タイ王国にて個人情報を取り扱う事業者は、2020年5月27 日までに、対応を完了させる必要があります。

1. **概要**パソコンの進歩やネットワークを用いた情報通信網の発達に伴って、大量で多様な個人情報を簡単にアクセスし、利用できるようになっていますが、一方で情報流出などにより個人のプライバシーが侵害される可能性がありますので、こうした事態に備え、個人情報保護法が必要となります。
2. **個人情報の定義  
   個人情報（Personal Data Protection)**とは生きている個人の情報で、具体的には氏名、生年月日、電話番号、IDなど定義されています。  
     
   **センシティヴ情報（Sensitive Personal Data）**とは情報収集・処理に人種や信念や政治的意見など特別な注意が必要な情報のことです。
3. **会社の個人情報に関連する者と義務**

**4.1　個人情報にアクセスできる管理職とスタッフ**  
　\*　本人の同意なく、第三者への個人情報を提供することは禁止となります。

　\*　第三者へ個人情報を提供する必要がある場合、個人情報管理者は個人情報の安全管理が図られるよう、第三者などに対しお互いに契約書や了解覚書を結ぶことが必要となります。

　\*　個人情報を仕事以外の目的で使用することは禁止となります。

　\*　個人情報を書き写す場合、取り扱いに注意をすることが必要となります。

　\*　個人情報を外部に持って行く場合、個人情報管理者に通知し、許可を得ないといけません。

　\*　第三者などへの個人情報を提供する場合、外付け記録媒体やファイルにパスワードを設定することが必要です。

　\*　ユーザIDとパスワードを誰でも簡単に見られる場所にパスワードのメモを残しません。

　\*　システムを利用・ログインする際に、利用が終わったら、ログアウトを忘れません。

　\*　個人情報の保存されている記録媒体を処分する時に、情報漏えいしないため切ったり廃棄したりします。

**4.2 情報システム管理者（IT）**

　\*　サーバとパソコンにAnti-Virusをインストール・スキャン・更新します。

　\*　外部のネットワークからの不正アクセスやサイバー攻撃を防ぐためのファイアウォールを設定します。

　\*　不正なソフトウェアを利用・ダウンロードしないように管理・監視します。

　\*　外からのITに関するSupplierや遠隔操作 (Remote) を管理・監視します。

　\*　ネットワーク及びパソコンの使用ルールに従って使い方を管理・監視します。

　\*　関係のない人からアクセスできないようにIPアドレスを管理・監視します。

**4.3　個人情報にアクセスできない管理職とスタッフ**

　\*　個人情報を不正にアクセスすることは禁止となります。

　\*　個人情報を検索することや書き写すことは使用目的を先に報告し、管理者よりご承認を得ないといけません。

　\*　Lineのチャットなどいろいろなお客様や同僚の個人情報を開示することは禁止となります。

　\*　社員の皆様はネットワーク及びパソコンの使用ルールと機密情報を守ります。

1. **個人情報保有者の権利**個人情報保有者は、以下の法的権利を有します。5.1 個人情報保有者は自分の個人情報を調査・変更・修正できます。
   1. 個人情報保有者は自分の個人情報へのアクセスまたはコピーを請求することができます。
   2. 個人情報保有者は自分の個人情報の収集、使用または開示に対して反対することができますが、会社の規則及び法律の下で違反するものではありません。
   3. 個人情報保有者は情報管理者に自分の個人情報を取り消すようにすることを請求することができますが、会社の規則及び法律などの下で違反するものではありません。

1. **事業者の義務** 個人情報保護法において、個人情報保有者の同意は必須条件です。 **該当資料：1. ELETTO (THAILAND) CO., LTD.との個人情報処理の契約書/了解覚書**

- ELETTOと Supplier

- ELETTOと処理者

- ELETTOと第三者

\*　個人情報の漏えい等のトラブルを防止するためお互いに契約書や了解覚書を結ぶことが必要です。

\*　漏洩等、個人情報に対する侵害が発生した場合、情報管理者に24時間以内に遅滞なく通知する必要があります。

**2. 個人情報の収集、使用、開示の同意書**

\*　社員の皆様は、個人情報の収集、使用、開示の同意を与えないといけません。

\*　社員の皆様は、すべての雇用やタイの法律に関連する個人情報の収集、使用、開示の同意を与えないといけません。否定できません。

**3.　個人情報の使用許可申請書**

\*　社員の皆様は、会社より自分の個人情報を使用することや、コピーを請求することができます。  
 \*　社員の皆様は、会社より自分の個人情報を調査・変更・修正できます。

1. **罰則等**  
   🖝　刑事責任：同法に違反した者には、刑事罰として6ヵ月～1年以内の禁固もしくは 50万～100万　　バーツの罰金が科せられるものとされています。

🖝　経営責任：50万～500万バーツの罰金が科せられるものとされています。